蘭越町障害者活躍推進計画

令和４年１２月１日

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第７条の３第１項の規定に基づき作成する、町長の事務部局における障害者活躍推進計画である。

**１ 計画期間**

令和４年１２月１日から令和１５年３月３１日まで（１０年間）

**２ 障害者雇用に関する現状、課題**

本町は、職員数が１２０名程度の自治体であり、これまでに障害者に限定した募集・採用の実績はない。計画期間中の法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障害のある職員の活躍と職場定着を推進していく必要がある。

**３ 目標**

（１）採用に関する目標

計画期間内に新たに障害者（１人）の採用を目指す。

（２）定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

**４ 取組内容**

（１）障害者の活躍を推進する体制

障害者の雇用の促進等に関する法律第７８条の規定により障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

障害者である職員の相談窓口は、総務課総務係とする。

（２）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害の状況等により従来の職務遂行が困難となった障害者である職員から相談があった場合は、その障害の状況等に応じた職務の選定及び創出について検討する。

（３）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

　ア　相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。

　　　なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

　イ　障害特性に配慮した選考方法や職務選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。

　ウ　募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

　　・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行ができること」又は「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

　　・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

　エ　本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の受講を推進する。

　オ　障害者である職員からの相談その他適切な方法により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

　　　なお、措置を講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

（４）その他

各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。